

学校いじめ防止基本方針

平成26年5月1日
相愛高等学校・中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめの事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、これを実践することが重要となる。

本校では建学の精神「當相敬愛」の具現化にあたり、すなわち「自らを敬愛しながら、他を敬愛し、真実を求めて強く美しく生きようと努めること」を教育の根幹に据え、生徒一人ひとりのいのちの尊厳と人権が尊重される学校づくりを目指している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止・早期発見のための取り組み

1. いじめ防止のための組織

(1)名称 「いじめ対策委員会」

(2)構成員 校長、教頭、教頭補佐、生徒指導部長、生徒指導係長、各学年主任、養護教諭、
人権教育推進委員長、スクールカウンセラー

(3) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止
- ③いじめの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥年間計画進捗のチェック
- ⑦各取り組みの有効性の検証
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し

2. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることをふまえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての生徒を対象にしたいじめの未然防止の観点、および心の通う対人関係の構築といじめを生まない土壌をつくるため、関係者が一体となった継続的な取り組みを必要とする。

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、宗教、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特徴に応じ、総合的に推進する必要がある。

とりわけわが校は浄土真宗のみ教えを体して教育を行い、「當相敬愛」を校名にいただき、教育の理念としているため、自己の存在や他との差違や特徴を充分鑑みるためにも、まずは他を認めることを行動の根本に据える教育を施したい。また、我が校では一般に釈尊の教えを学ぶことの根幹は「聞く（聞法）」ことに始まり、敬い・共感する力が涵養されるものと考え、学校でのあらゆる教えや学びがこの姿勢に貫かれることを是とするものであることを徹底するものである。人権意識の涵養さえもが、科学的知見への昇華、社会への貢献と継続発展していくことを願ってやまないところである。

3. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

相愛中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・入学前後により把握された生徒状況の集約 ・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・前学年で把握された生徒状況の集約 ・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・前学年で把握された生徒状況の集約 ・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ・「学校いじめ防止基本方針」のHP 更新
5 月	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・質問紙調査結果の精査 ・育友会総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6 月	・保護者会 (担任と保護者の情報交換)	・保護者会 (担任と保護者の情報交換)	・保護者会 (担任と保護者の情報交換)	・公開授業 (わかる授業づくりの推進)
7 月	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・第2回 いじめ対策委員会 (進捗状況の確認)
8 月	・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	
9 月	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・質問紙調査結果の精査
10 月	・文化祭	・文化祭	・文化祭	
11 月				・第3回 いじめ対策委員会 (状況報告と取り組みの検証)
12 月	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	
1 月	・生徒への個人面談	・生徒への個人面談	・生徒への個人面談	
2 月	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・質問紙調査結果の精査
3 月				・第4回 いじめ対策委員会 (年間の取り組みの検証)

相愛高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・入学前後により把握された生徒状況の集約 ・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・前学年で把握された生徒状況の集約 ・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・前学年で把握された生徒状況の集約 ・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) ・「学校いじめ防止基本方針」のHP 更新
5 月	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・質問紙調査結果の精査 ・育友会総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6 月	・保護者会 (担任と保護者の情報交換)	・保護者会 (担任と保護者の情報交換)	・保護者会 (担任と保護者の情報交換)	・公開授業 (わかる授業づくりの推進)
7 月	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・第2回 いじめ対策委員会 (進捗状況の確認)
8 月	・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	・拡大担任会による情報交換と指導方針の統一 ・生徒への個人面談	
9 月	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査	・質問紙調査結果の精査
10 月	・文化祭	・文化祭	・文化祭	
11 月				・第3回 いじめ対策委員会 (状況報告と取り組みの検証)
12 月	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	・成績会議 (教員間の情報交換) ・三者懇談 (担任と保護者の情報交換)	
1 月	・生徒への個人面談	・生徒への個人面談		
2 月	・生徒への質問紙調査	・生徒への質問紙調査		・質問紙調査結果の精査
3 月				・第4回 いじめ対策委員会 (年間の取り組みの検証)

4. 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処が上手いかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第3章 いじめに対する取り組み

1. 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。あわせて、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する姿勢を保ちたい。また、早期発見のため、定期的な質問紙調査や個人面談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、以後の対応について検討する。その際、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為がある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせ、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で問題を抱え込まず、速やかに「学年主任」や「生徒指導部」、「人権教育推進委員会」等に報告し、「いじめ対策委員会」とも情報を共有する。その後は、それらの当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ行為の有無を確認する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、必要性に応じて管理職が「大阪府私学・大学課」に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、保護者の来校または家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や謹慎指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。

4. いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴き取った後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも十分に目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて「スクールカウンセラー」の協力も得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。そのために、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」としていた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、「担任・学年教員」が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級・学年経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について家庭や地域等の背景を理解し、学校における人権教育の課

題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、それまでの生徒への対応のあり方を見直すことも必要となる。

その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒が自分自身のおかれている集団の問題点に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助を与えていく。その際、「スクールカウンセラー」とも連携を図る。

体育祭や文化祭、様々な学校行事等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、自分とは意見の異なる他者とも良好な人間関係を構築できるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての教員研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。「当該学年と生徒指導部」は、「いじめ対策委員会」と連携をとりながら対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (3) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神面のケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署、大阪法務局人権擁護部、外部機関と連携して対応する。
- (4) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。加えて、保護者にも情報モラル教育についての協力を求める。

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

いじめを受ける生徒の状況に着目して、「生命、心身または財産に重大な被害」について判断するものとする。

さらに、いじめを受けることにより、「相当の期間学校を欠席すること」を余儀なくされている疑いが認められる場合も重大事態に扱うものとする。この「相当の期間」とは年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の判断で迅速に調査に着手するものとする。

また、生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」との申し立てがあったときはその時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告、調査にあたる。

2. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに所轄の府知事部局である大阪府民文化部私学・大学課に重大事態発生について報告し、調査を実施する主体等を協議する。

3. 調査の主体

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、学校設置者が主体となつて行う場合が考えられる。前者の場合、本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いをふまえると共に、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。後者の場合、本校では学校法人相愛学園が主体となるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒または保護者の訴えなどをふまえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断した場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合においても設置者が主体となることがある。

4. 調査を行うための組織

学校または学校の設置者は、その事案が重大事態であると判断したときは、この調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。この組織の構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有するものであつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しないもの（第三者）について職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

5. 調査の趣旨と目的ならびに留意すべき事項

重大事態が発生した場合は、これに対処するとともに同種の事態の再発防止に資するため、当該事態に係る事実関係を明確にするために調査を開始するものであるが、これは民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を目的にするものであつてはならない。学校および設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものでなければならない。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしなければならない。

(1) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合の留意事項

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、その生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先した調査実施に努めなければならない。例えば、質問紙の使用にあたり個

別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることにつながる場合などは最大限の配慮を要することとする。

(2) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意事項

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議し、調査に着手するものとする。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(3) 自殺の背景調査における留意事項

背景調査にあたり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。

また、背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努めること。そして、何よりも客観的な事実関係の調査を迅速に進めることに重きを置き、これらの事実の影響の程度に関する分析評価については、専門的知識および経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意すべきである。